

## 第35回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和8年3月13日（金）13時30分から15時30分

2 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3 出席農業委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（0名）

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（4名）

奥村	明之	委員
中村	清史	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（2名）

農林水産課

7 傍聴人（0名）

## 8 議事日程

- 議案第144号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第145号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第147号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について  
議案第148号 農用地利用集積等促進計画（機構→受け手）の案に関する意見について  
議案第149号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について  
報告第195号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第196号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第197号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について  
報告第198号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について  
報告第199号 広報誌「みどりのこだま第98号」について

## 9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

## 10 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第25期第35回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日もマイクを準備させていただいております。ご発言の際には必要に応じてお近くのものをお使いいただければと存じます。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっており、本日は議席番号2番音島義孝委員に先唱いただきますので、以後一齐にご唱和をお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、中部選出の副会長であります大伴四郎左衛門委員をお願いします。

この後の進行についてよろしく願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、全委員にご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことを報告

申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

本郷会長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規程により、会長にお願いをいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

18番 安井 善次 委員

2番 音島 義孝 委員

このお二人でよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備え付けておりますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようお願いいたします。

それでは、まず初めに議案第144号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

No.1の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 本件は、2月14日に譲受人さん、推進委員、そして私の3名で立会いをいたしました。譲受人さんはもともと〇〇にお住まいの方でしたが、〇〇の

自然環境が気に入られ、15、6年前にこちらに土地を購入し、自宅を建て、一家で移住された方でございます。譲受人さんはこれまでに農業経験はないものの、かねてから農業に興味があり、米作りや野菜作りをすべく、今般本農地の取得を決意されたものでございます。

農機具は、頻繁に使うトラクターとか草刈り機は購入をされ、田植機とかコンバイン等はリースで調達される計画で、それらの収納に、自宅横に小屋ももう既に用意をしておられます。

耕作に必要な知識、技能は今までご経験ないのですが、地元の農家から教わって習得されるとのことでございます。水路清掃とか草刈り等の管理は、地元の農業団体と連携、共助されるつもりがあつて、既に土地改良区とも接触され、いろいろご相談もしておられます。

以上のとおり、譲受人は営農に意欲も計画も協調性もおありで、本申請に何ら問題ないと考えますので、よろしくご審議をくださいますようお願いをいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、No.2の木戸でございますが、これにつきましては地元委員からご意見をお願いいたします。

委員 この件ですが、去る2月21日、申請人、譲受人、それと推進委員と私で現地を立会いしました。狭い、〇〇畝ちょっとです。場所を見に行ったら、袋小路になってまして、これはどっから入るんやという感じだったんですけど、8ページの写真、2番の手前側、この赤の枠が申請地ですけど、その手前側、ずっとそこは以前に、このお買いになった方が所有されている場所です。ここは以前にもうお買いになってまして、その奥、残ってた部分も今回お買いになるということです。

農業経験なしで、大丈夫かなと思っていましたが、もう年齢も年齢でそろそろ畑をちゃんとやっていきたいという当人のお話でございました。〇〇畝ぐらいからちょうど始めていいんじゃないかと思うんですけど、その手前、先ほど言いました場所、そこも農地はあるんですけど、そこは今現在物置のような状態で耕作はされてませんが、今後畑仕事を始めていきたいという意向で今回お買いになったということです。どうかご審議よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、No.3の小野につきましては、地元委員からご意見をお願いいたします。

委員 2月25日に推進委員と譲受人と3名で現地確認をさせていただきました。

12ページの写真の農地です。ヨシが大変よく生えている場所なんですけど、現地立会いさせてもらった次の日にはきれいに草刈りのほうを終えておられましたので、管理は根気よくされるのかなというふうに感じています。10数年前まではこの農地、うちも耕作してた経験もありまして、14ページに書かれているとおり、周辺農地に対して非常に低いっていう立地です。湿地であるということから、うちもトラクター、コンバイン、田植機等がよくはまっているような状態です。1年がかりで改良を行われて、その後水稻を作付されると伺っておりますので、問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、No.4の伊香立生津町につきましては、地元委員からご意見を願いたします。

委員 こちらの農地なんですけども、2月28日に私と推進委員、そして譲受人兼申請人とで立会いを行わせていただきました。17ページの写真を見ていただきますと、もう既に大根等野菜が植わっております。こちらは写真の向かい側の方が耕作、管理されてたということで、こちらのほうなんですけども、大根を抜き終わったらもうそれで畑の中は終了と。それが伴いまして譲受人が引き続き耕作されるということで、平米数も〇〇㎡なんですけど、写真で見ると若干小さいと。ただ、ここは公図混乱地域です。公図と面積が合っていないというのが正直なところでございます。実際は〇〇㎡より若干小さいかなというふうには感じましたので、管理する上でも何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、No.5の真野一丁目につきましては、地元委員からご意見を願いたします。

委員 この農地は、現在は写真のとおり耕作されてませんが、周囲は次の耕作される方が一応草刈りをされております。ほんで、これと当日22日、私と推進委員とで譲受人から説明を聞き、今後畑として周辺を耕作していきたいと。ただ、図面でいくと、農地にトラクターを入れる位置がないんですけども、この写真に写ってる家、これは空き家なんですけど、その横の車庫のあるところから入れるようになってますので、そこも利用させてもらってこの田を耕作していきたいということです。こうやって周辺は田んぼがありますけども、何ら問題ないと思っております。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.6の今堅田一丁目につきましては、地元委員からご意見を  
お願いいたします。

委員 2月25日の日に譲受人、そして仲介をしている不動産業者さん2人、それ  
から推進委員、私の5名で現地確認をさせていただきました。当該地は、  
24ページの位置図にもございますように、〇〇橋の取付けに非常に近いと  
ころでございます。そして、譲受人のご自宅からも非常に近い場所である  
ということで、4筆あるうちの1筆は道路を隔てて、真ん前が今回の土地と  
いうことになりまして、残りの3筆につきましても譲受人のご自宅からざっく  
りと50mぐらいしか離れてないということで、住宅とこの土地がくっつい  
てると言っても過言ではないような場所でございます。

もともとこの譲受人は、従前から持ってる農地で野菜作りをされていたん  
ですけれども、その土地が宅地造成といいますか、住宅開発されるという、  
そういう計画地に入ってることから代替地を探しておられました。そした  
ら、偶然近くに適当な場所が見つかったということで、今回の申請に至った  
ということでございますが、先ほど申しましたように、従前から野菜作りを  
しっかりとされてる方で、農業をライフワークにしているような方でござ  
いますので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.7の大石龍門二丁目につきましては、地元委員からご意見  
をお願いいたします。

委員 7番の大石龍門の件ですけれども、この農地自体は、しばらく農地とし  
て利用されていなかった土地でして、今回地域的な要望もあって、今回この  
方が買い上げて田畑として管理されていかれるということになった土地で  
す。もともと近くでご夫婦が田畑の管理をされてますんで、隣の土地が増え  
たなという感じの営農状態になりますんで、何ら問題ないと思いますんで、  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.8、No.9及びNo.10の黒津五丁目と、並びにNo.11の羽栗  
三丁目につきましては、地元委員から一括してご意見のほうをお願いいたしま  
す。

委員 まず、8番、9番、10番は譲受人が全て一緒ですので、まとめて説明さ  
せていただきます。この8番、9番、10番につきましては、先月の議案第  
143号で本来は提出されるべきでしたが、管轄する〇〇の承認が得られな

かったために今回の3条申請になったものです。

内容を申し上げますと、既に先月提出された議案第143号では、〇〇組合の組合員さんが〇〇地先及び〇〇地先、〇〇組合、〇〇組合の管轄区域にある分については先月一括して提案された議案ですが、今回の案件は〇〇組合の管轄区域にある農地です。なぜ承認が得られなかったかといいますと、〇〇自身から相談を受けたときは承認してもらっていいのではないかという話はしとったんですが、何分、〇〇さんが地元の〇〇からは〇〇面がございまして、〇〇というわけではなく、急に面積拡大したもんですから、人手不足があるということ、それから若い方が多くて経験不足がある。それから、〇〇ばかりなんで、地域との〇〇といいますか、〇〇方ばかりということで、地元の〇〇からは〇〇面がありました。

今回も〇〇が承認するに当たって、〇〇に了承を得ようとしたところが、何かもし問題が起こったとき、〇〇かというような言い方をされ、はんこを押すのを躊躇された面があります。実際、〇〇さん自体は、将来の投機目的で農地を開発されてるっていうわけではなく、あくまで使用貸借で農地の維持管理が必ずしも完璧にできているとは言いかねる面があるかもしれませんが、少なくとも遊休農地の解消には非常に地域では貢献しておられます。〇〇で〇〇を作ってるぐらいで、栽培にはかなり力を入れてるんですが、〇〇川沿いの砂地の圃場についても〇〇の栽培をすると。

あと残りの10番の〇〇筆については、水稻の作付をするというようなことで、実際にそうして使用貸借で今まで借りた分についてはきっちり耕作されてますので、全体としては問題ないと私は思っております。そういう意味で一度ご審議いただけたら結構かと思えます。

それから、11番は、これも写真を見ていただいたら分かりますように、小さい狭い圃場が続いてまして、所有者が違ったんですが、1人の方が真ん中のあぜを取って1枚にして耕作したいなという意向で譲渡人のほうに話をされて売買がまとまったと。これは今後も水稻作付をされる予定ですので、これも問題ないかと思えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.12の平野一丁目及び平野二丁目につきましては、地元委員さんからご意見をお願いいたします。

委員 12番の平野一丁目の件についてご説明をさせていただきます。

去る2月24日、借受人の〇〇の担当の方と私、推進委員と3者で立会いをいたしました。これも同様に借り受けると。〇〇は土地を持たないっていう、もう借り受けて全て営農するというシステムでして、本来ですと、以前で言う利用権設定、今で言う集積計画の中で本来はしていただくということなんですけど、これも私も以前から分かりにくい、この貸し借りについては二

通り方法があつて、農林水産課窓口の集積計画、農業委員会が管轄してる農地法3条による貸し借りという2つの種類があるんですけども、先ほど委員がおっしゃったとおり、利用権設定なり、集積計画については確認書もしくは同意書みたいなものが必要なんです。片や3条はそれが要らない。しかしながら、現地で立会いをして意見を聞いてここで報告をして許可をするという二通りのシステムがあつて、〇〇があつたり、〇〇という行為が出てきて、その手続ができない。この案件についても地元の農業組合と、もともとの農地を持っておられる方の〇〇があつて、〇〇という、そういうシステムになってまして、今回この農地法3条の申請を、先ほどの地区と同じ事情で出されたということです。

現在、〇〇というのは、私が以前にも農業委員していた頃は〇〇名で実際作業をやっておられました。確かにその中で手が行き届かない。まずは草刈りですね。あぜの草刈りや周辺の農道の整備、そういうもので手が届かないということで地元からいろいろ〇〇もあつたということで、しかしながら、ここに〇〇名と書いてますけれども、今はもう3倍程度〇〇名、繁忙期には〇〇名で農作業をするというようなことで、地元対策というのか、地元に対応していくには十分な人数で現在はやっておるといふことで、私はその点については今は特に問題ないかなと思っております。

前段長くなりましたけれども、現地を調査しましたところ、平野一丁目の〇〇という2筆は未整備区域の田地でして、水の便もいまいち悪いので、ここはカンショ、サツマイモを植えるということで聞いております。

もう一つの〇〇という字のところについては、これは圃場整備したところ、土地改良区の中にあるんですけども、ここについては生産調整はあるものの水の問題はないので、水稻を行うということで、現地で話を聞かせていただきました。

地元との問題は特にないというふうに聞いてますし、もちろん営農意識というのか、営農して何ぼというか、営農してしっかりと管理していくということも聞きましたので、特に問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、議案第144号12件の申請関係があるんですけども、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 特にないようでしたら、お諮りさせていただいてよろしいでございますか。

何もないようございますので、お諮りさせていただきます。

No. 1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号No. 2 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 3 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号No. 3 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 4 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号No. 4 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号No. 5 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 6 について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号No. 6 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 7 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第 1 4 4 号No. 7 は許可することに決定いたします。  
続きまして、No. 8 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第144号No.8は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第144号No.9は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.10について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第144号No.10は許可することに決定いたしま  
す。  
続きまして、No.11について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第144号No.11は許可することに決定いたしま  
す。  
続きまして、No.12について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第144号No.12は許可することに決定いたしま  
す。  
続きまして、議案第145号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
この件につきましては、2月24日に実施していただきました現地調査で  
すが、これの一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の  
農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 去る2月24日に地元委員と推進委員にご同席いただきまして事務局と私  
とで、この申請人、それと土地家屋調査士さんが説明いただきまして調査を  
いたしました。写真を見ていただいたら、ご覧のとおり、昔からこのような  
形状で、申請を先代のお父さんが忘れてはって、すっかりと放置された状態  
やったっていうところなんですけれども、まず写真①の車が止まっててカー

ポートがあって、その向こうに小っちゃな四角い建物、これがトイレです。そこまでが農地で、その奥にきれいなお宅が建ってると思うんですけど、これが今の母屋で、ここが宅地になってました。ですので、ここ一帯昔からこういうふうな建物、この裏でも、この写真2番の正面に入れてる物置も、この左側の小屋も全部この敷地内の〇〇さんの持ち物で、いわゆる昔ながらのご自宅というところで、農地を宅地としての申請をずっと忘れてはったっていうので、今回申請されたと思っております。

このたびの申請につきましては、日照権、水利権等々何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 事務局と一日立会委員から丁寧に説明いただきましたんで、あえて付け加えることはないんですけど、一つご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようでございますので、お諮りさせていただきます。  
議案第145号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第145号 農地法第4条第1項の規定による許可申請は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

この件につきましては、2月24日に現地調査を実施していただいているということでございまして、それで一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況につきましてご報告のほうをお願いいたします。

委員 No.1につきまして、2月24日地元委員、推進委員と、あそここの申請してもらってます土地家屋調査士の方に説明を受けました。ほぼほぼ事務局のほうの説明いただいたとおりです。周囲にも迷惑をかけるところはないと思っております。

60ページの写真を見ていただいて、No.1、この手前が大きな用悪水路っていう名前なんですけど、きれいな比良山からの水が流れてて羨ましい限りの水流やったんですけど、ここを用水として、この奥を向いて、ですからNo.4の写真で言うと、この石垣の下のU字溝の水路、これが用水になって、向こうから手前に流れてくるっていうような工夫がされてました。その辺も排水等々の問題等もほぼほぼないかなというふうに考えておりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、No.2なんですけれども、業者さんの資材置場として地元委員と、測量事務所の方と仲介した不動産業者の方と現地を見させてもらいました。この荒廢地のように荒れた状態の真っ平らのところなんですけれども、私が懸念したのが、今既存の業者さんがもう既に資材置場として使っておられるところと、今まで現状その田っていうところの境目に小っちゃい水路がありました。これはもともとある水路じゃなく、分けるときに勝手につけた水路であるっていうことで、青線も何も引っ張られてないので、もうここを埋めて1本にするっていうことで問題ないかなと思います。

先ほどから水路水路というのが何本もありましたけれども、68ページの3枚目の写真、この田んぼの真ん中に素掘りの水路があると思います。これが多分田んぼの形状を見てますと、排水に使ってらっしゃるのかなということで、この時期は水が全然流れてませんでした。ここからずっと写真の奥のほうへ向かって勾配がついて流れるようになってまして、そこから公道を渡った向こうはもうU字溝でしっかりとした用悪水路になってましたので、そこへ流入するのを懸念して、先ほど事務局のほうにお伝えした次第です。ですので、3番目の写真にもちゃんとここもグレーダーが止まっていますし、その左側には大きいヒューム管も置かれてて、資材置場として使っておられるんやけど手狭なんで、広げたいというご意向があって今回の話がまとまったようです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺ひしたいと思います。

No.1の荒川につきまして、地元委員よりご意見のほうをお願ひいたします。

委員 詳しく説明していただきまして、付け加えるところはほとんどないんですけど、宅地ということでその場所を一回農用地、農水路に関しましては、今一日立会委員が詳しく説明してはりました。申請人、お父さんがしっかりし

た方で、息子のためにちゃんと農地を白地で残していずれ地元に戻ってきてほしいということで、計画的に農地を残してこられた場所でございます。

あと、地元といたしましても、息子が地方へ出て近くに帰ってきて、また親の面倒を見ながら農地も守ると、ありがたい、羨ましい話で、大変いいんじゃないかと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の里四丁目につきましては、地元委員よりご意見のほうをお願いいたします。

委 員

もう事務局と一日立会委員の説明でほぼ終わりなんですけど、ちょっと補足しますと、67ページの地図を見ていただきますと、赤丸の位置のところに新しい公道があります。それを隔てた左下に土地があるんですけど、実はここも一体的にその業者さんが使っておられた資材置場です。これが公道が去年の3月でしたか、開通した結果、非常に資材置場が狭くなった関係で今回の農地を取得されるに至ったものです。今までも資材置場としてその業者さんが使っておられたんですけども、地元とのトラブルも一切ありませんし、また今回仲介に入っておられます不動産会社も地元の方で、何かあったらすぐにこの方が対応するというものですから、何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議案第146号の2件について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長

ご意見等もないようでございますので、お諮りさせていただきます。議案第146号のNo.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第146号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第146号No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第147号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見についてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

なお、前回不備があった点についても、併せて説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、お諮りさせていただきます。  
議案第147号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第147号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

続きまして、議案第148号 農用地利用集積等促進計画（機構→受け手）の案に関する意見についてを議題といたします。

それでは、農林水産課からの説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。この件で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、お諮りさせていただきます。  
議案第148号 農用地利用集積等促進計画（機構→受け手）の案に関する意見についてですが、これは回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第148号 農用地利用集積等促進計画（機構→受け手）の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。  
続きまして、議案第149号 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
それでは、説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委 員 すいません、ちょっと教えてほしいんですけど、総農家数と農業経営体数、農業経営体数ってのは何なんですか。経営者。

事 務 局 農業で生活しておられる方、農業を経営されてる方ということです。

委 員 なんで、それ以外の方は主の仕事があって、兼業農家ってということですか。

事 務 局 そういうことです。

委 員 ちなみに、農業の経営体数の年齢層の内訳とかがって分からないんですか。

事 務 局 今手元に資料がないんですけども、センサスには載ってないと記憶しております。

委 員 分かりました。目標とされていることも昔からずっとこれ、しておられると思うんですけど、ついこの間先輩農家から聞いた話なんですけど、あと5

年後ぐらいには農家の人口が4分の1になるんじゃないかっていう話も聞いてまして、非常に危機感を持ってるところでもあるんです。僕自身も担い手ですから、できる限りの対応はしていきたいなと思うんですけど、突然来られても困るっていうところもあるので、事前にどれぐらいの空白の農地が出てくるであったりとか、そういったことは事前に認定農業者に周知しておいていただきたいんです。なので、もうちょっと具体的に数値を書いていただくほうがいいのかなと思います。あと地域計画も結構今の現状で地図を作成してるっていうのもあって、〇〇学区はこの4月に地域計画の話とかも含めてまた再度話し合いをするんですけど、総合的に踏まえて、あと何年後にこういう農地が出てくるよとか、そういう具体的な話がもう少しできると、この目標とかに示されると、もっとこの書類の利用価値が出てくるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局 この目標の設定については、国でこのような様式で定められております。ただ、〇〇委員がおっしゃったように、農業委員さんは地元のそういう相談に乗る、その会合に積極的に参加して、リーダー的な役割を果たしていただくということになっておりますので、この表以外の情報については逐次最新の情報がありましたらまたお伝えしたいと考えております。  
以上です。

議長 よろしいですか。

委員 はい、ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 大きい2番の最適化の目標のところの遊休農地の解消、これ、②の目標値が令和3年度の状況における緑区分と令和3年の黄色区分って、これ、何で令和5年から8年に向けての資料に令和3年のデータがあるんですか。

事務局 こちらは国が定めた様式でして、令和3年の実績を記入する欄がありますので載せております。恐れ入ります。

事務局長 少し補足させていただきますと、国が、この令和3年の遊休農地から比較せよという指示になっておりますので、大津市のほうで何か変えられるというものではないということだけ申し添えます。  
以上です。

議長 よろしいですか。

委 員 じゃあ、これは令和3年スタートしたときからの現状と今後の目標値を表して書類っていう認識でいいですか。

事務局長 この目標は、②の目標のところに令和13年度ってなってますので、10年間の目標というふうな感じで私は理解しております。

委 員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 もう一個いいですか。

議 長 どうぞ。

委 員 何度もすいません。今度、そしたら(2)の現状の課題っていうところで、現状の遊休農地調査のところで、黄色区分をゼロにしとかはる根拠は何ですか。

事務局長 Bのところに黄色区分について、緑区分と黄色区分があると思うんですけども、黄色区分については、解消に係る工程表の作成っていうのが義務づけられておまして、考え方としては黄色も緑も再生可能という判断で、一応緑のほうに寄せて書かせていただいているということです。

委 員 ここに黄色がいっぱいあると思うのですが。

議 長 よろしいですか。今の説明で。

委 員 じゃあ、すいません、この黄色区分の遊休農地解消のための工程表の策定するのが面倒くさいから、黄色区分の遊休農地があっても緑の面積のほうにまとめるってことですよ。

事務局長 確かに〇〇委員がおっしゃることはよく分かりますが、衛星画像を使ってAIで判定してるものですので、はっきりとした緑と黄色の区分はできないと判断しています。

委 員 委員は見に行ってるで。写真撮ってるで。

事務局 今私が言いましたのは、この60.2っていうのがスタートで、見に行っていたいただいているのは全体の一部なんです。60.2っていうのは判定した数字のトータルを出してますので、そのうちにどうやこうやっていう区分がなかなか難しいので、緑のほうに寄せてやっているということなんです。

委員 わかりました。でも、これ、公表されるでしょう。大学の先生やらこんなデータ大好きやさかいによう見はるで。これを見はったら大津市って何てすばらしい農地管理してはるんやろと思わはるやん。農業センサスの数字をここに引っ張り込んでる自体が、私個人的にはどうかと思いますんで。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、お諮りさせていただきたいと思います。  
議案第149号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第149号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたします。  
続きまして、報告案件となります。  
報告第195号から報告第198号並びに集計報告について、一括して事務局からの報告を求めます。よろしく申し上げます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ただいまの報告について何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、続きまして報告第199号 広報誌「みどりのこだま第98号」について、事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 特にないようでございますので、続きまして連絡事項、遊休農地調査について事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの説明について何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 今の遊休農地の調査について、一応今年の7月20日には新たに委員さんが交代することもあるわけですが、推進委員さんと一緒に実際に現地確認調査をするという分においての方法は変わらんとおもいますが、タブレットを利用してやるという分において、そのタブレットの取扱いの中でいろいろと各委員からお話があったように、衛星画像をもっとしっかりしたもので出してもらわんと分かりにくいとかというようなこともありました。それを踏まえて、次期委員が、今現在の状況ですと、タブレットを利用してということで、推進委員さん全ての方が持っておられないような状況での運用という格好になってますね。ですから、次期農業委員さんたちにつきましては、当然新たにタブレットを準備した上でという体制を持っていかんと、以前にあったそのタブレットを渡して事が済むんかというようなことも考えますと、画像の問題も併せて、そこら辺のフォローをどのようにされるかということについては、事務局の分として活用する分においての運用方法としてどのようにお考えか、その点お伺いしたいなと思います。

事 務 局 大変皆様にはご不便いただきながら調査を頑張っていたいて、誠にありがとうございます。新年度、来年度の予算案に見込んでいる部分でございます。推進委員の皆さんにもタブレットをお配りできるように予算を取っております。また、データですけれども、サポートシステムのデータを活用している格好になりますけれども、平成27年から情報の更新ができておりませんけれども、国としては公図のデータというのは放り込んでくれていますので、一定現地と形が近い形になって、人のデータは更新できていません。ここら辺が不十分なところがあると。大津市としてデータを更新することについて、これも予算化しております。地番図のデータが入って、なおかつ人のデータについても固定資産税のデータが入れると、それを何とか来年度の早い段階でできるように動いてまいりたいと思っておりますので、多少改善されるのかなと考えております。

以上です。

委員 ありがとうございます。

議長 ほか、ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 今年度は50件、各地区においてされたと思うんですけども、その年度年度によって新たに設けられるよりも、追跡でいかれたら今後どうかな。また、委員さんが替わられる地区もありますし、当然引き継いでいかれるところが、前やっていたのはつながりが全然ないと、前の人は何してはったんか、この紙を1枚もらっても、なかなか場所も分かりにくいかもしれませんので、その辺。50件にされたのはいいような感じもしますんで、あまり膨らませられると委員さんとか推進委員さんが回られるのが大変かと思いますので、その範囲の中で潰していけるものが少し1件でも2件でもあれば、また次の違うところを50件の中へ入れるとかというふうにされたほうがいいんじゃないかな。A地区のこの地域、この地域でばらばら取ってしまっても新規で見ただけで、取りあえずそこをやったというしか出てこないと思えますんで、その辺はどうかなと私個人的には思えますんで、また次年度委員さんが替わったりした場合にご検討いただけたらと思えます。

ほかはないようでしたら、2時間ほどになりますんで、最後に全体を通して何かございませんでしょうか。

委員 うちの地域では、主に中山間地のほうの圃場整備地とか棚田のほうがそこに特定されて、50件されたんですけども、それ以外に市街化農地も面積的にやったらすぐあるんです。その中で市街化農地の開発途上の農転は出てないんですけども、一応業者なり買主と契約はされて、その状態で農転が出てないから地主さんもそのままもう放ってある。業者も1年、2年でしたらまだしも、5年、10年たつとヤナギが生えたり、そういう状況があるんですけど、それは遊休農地としてみなしてないのか、その辺アドバイスいただきたいんですけど。

事務局 遊休農地として一応管理なり、しっかりしていこうというところは、基本は農業振興地域内の農地が一番守っていくべき農地というところにはなってくるかと思えますので、市街化の農地についてももちろん荒らしていると適正管理をしてくださいっていうことで農業委員会としてはご連絡等はしていくんですけども、優先的なことを考えると、農業振興地域の農地が守っていくべき農地として考えてはおります。

委員 そうすれば、もう放任ということでもいいんですね。

事務局 放任というわけではないんですけれども、市街化の農地でございますので、転用についても届出でできるような土地にはなってしまいますけれども、ただ一番雑草で苦情が多いのは市街化の農地のほうが多いっていうのはございまして、そのあたり地目が農地ですと、雑草、草刈りをしてくれっていうような問合せ先、農業委員会になっておりまして、それに関しまして農業委員会のほうから農地の所有者に対して、ここはまだ農地やからきっちり草刈りはしてくださいというふうなご連絡、ご案内はしてますので、放置というわけではないんですけれども、しっかりと守ってくださいというお願いはさせていただきます。

委員 もう売ってるから、業者の手に行っているからというふうに言われて、そのままにしているとというのが実態ですね。そのはざまになって困難な状態が続いています。もう3年推進委員で、その後農業委員としてもずっと継続して言ってるんですけども、いまだにできてないところがあるので、今後ともよろしくお願ひします。

事務局 そうですね、確かに転用の届出を出されて、所有権も変わってしまって、それこそもう農地、農業者じゃない方が持っているような土地になってしまっているようなとき、なかなか農業委員会からもそれを農地じゃないというふうな整理もあるので、そこは環境政策課ですね。一般の雑種地とか宅地とかの雑草のほうを対応してる部署が環境政策課ですので、そこと連携はしまして、またそういった苦情がありましたら対応のほうはしていきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。

議長 ほか、ございませんでしょうか。  
ご出席いただいている推進委員さんの皆様におかれましては、何かご意見ございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようでございましたら、司会のほうにお返しします。

副会長 ありがとうございます。  
以上をもちまして第35回定例総会の全ての議案、報告及び連絡事項を終了させていただきます。

## 議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員） 印

委 員（安井 善次 委員） 印

委 員（音島 義孝 委員） 印